

平成17年度第3回ジフェニルアルシン酸に係る
健康影響等についての臨床検討会議事要旨(案)

1. 日時:平成18年3月29日(水) 14:00~16:00
2. 場所:経済産業省別館827号会議室
3. 出席者:
 - (検討会委員)櫻井座長、石井委員、岩崎委員、柴田委員、行武委員
 - (参考人)平野参考人、本田参考人
 - (環境省)環境リスク評価室長他
 - (茨城県)保健予防課長、健康危機管理対策室長、潮来保健所長、生活衛生課園芸流通課他
 - (オブザーバー)三菱化学安全科学研究所
4. 開会
5. 検討会での確認事項
平成17年度第2回検討会の議事要旨(案)を確認した。
6. 議事概要
 - (1) 医療手帳の申請について
緊急措置事業の実施状況について茨城県保健予防課より報告があった。
また、医療手帳交付の要検討事例について潮来保健所より説明があった。検討の結果、井戸水からジフェニルアルシン酸(DPAA)が検出され、生体試料からDPAAが検出された申請者11名をこの事業の対象とすることを確認した。この結果、申請者547人のうち、対象者は146人、対象外の者は395人、分析調査中の者は6人となった。
 - (2) 健康診査について
医療手帳交付者に係る健康診査の実施状況について茨城県保健予防課より報告があった。
 - (3) 汚染米を常食し生体試料からフェニルメチルアルシン酸(PMAA)が検出された方への今後の対応について
フェニルメチルアルシン酸のラットを用いた28日反復投与毒性試験の結果について、三菱化学安全科学研究所より説明があった。検討委員よりDPAAやPAAとの毒性の比較等についての質問があった。毒性試験の結果を踏まえて、今後の対応方針について環境省より説明を行い、生体試料からPMAAが検出された方については「緊急措置事業」の対象としないことが了承された。ただし、今後も調査研究事業の一環として、これらの者の健康状態の把握に努めることとされた。
 - (4) その他
神栖市ヒ素汚染による井戸水の飲用自粛等の周知徹底について、茨城県生活衛生課より説明があった。また、臨床検討会は18年度も引き続き開催することとし、日程については別途調整することとなった。